



10月1日から 幼児教育・保育の無償化が 始まります！！

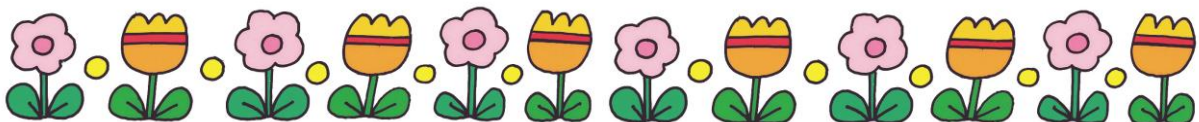


■無償化の対象となる児童と費用

	対象児童	対象費用	限度額
3〜5歳児クラス	教育標準時間認定の子ども (1号認定)	①保育料 ※主食費・副食費は別途かかります ②1号認定子どもの預かり保育の利用料 ※保育の必要性の認定が必要 例：就労や疾病、出産など 【町内対象施設】 海の子保育園、緑丘保育園、小鳩保育園、さくら幼稚園	①全額無償 ②月11,300円まで無償 ※「利用者の利用日数×450円」と実際にかかった費用の額の少ないほうを支給対象額とします。
	保育認定の子ども (2号認定)	①保育料 ※主食費・副食費は別途かかります 【町内対象施設】 はまなす保育園、海の子保育園、緑丘保育園、小鳩保育園、さくら幼稚園	①全額無償
0〜2歳児クラス	保育認定の子ども (3号認定) のうち、 <u>住民税非課税世帯</u> の子ども	①保育料 ※主食費・副食費は保育料に含まます 【町内対象施設】 はまなす保育園、海の子保育園、緑丘保育園、小鳩保育園、さくら幼稚園	①全額無償

■無償化対象外の経費・サービス

- ①保護者から実費として徴収しているもの（通園送迎費、教材費、行事費など）
- ②1号認定の子どもで、保育の必要性がない場合の預かり保育の利用料

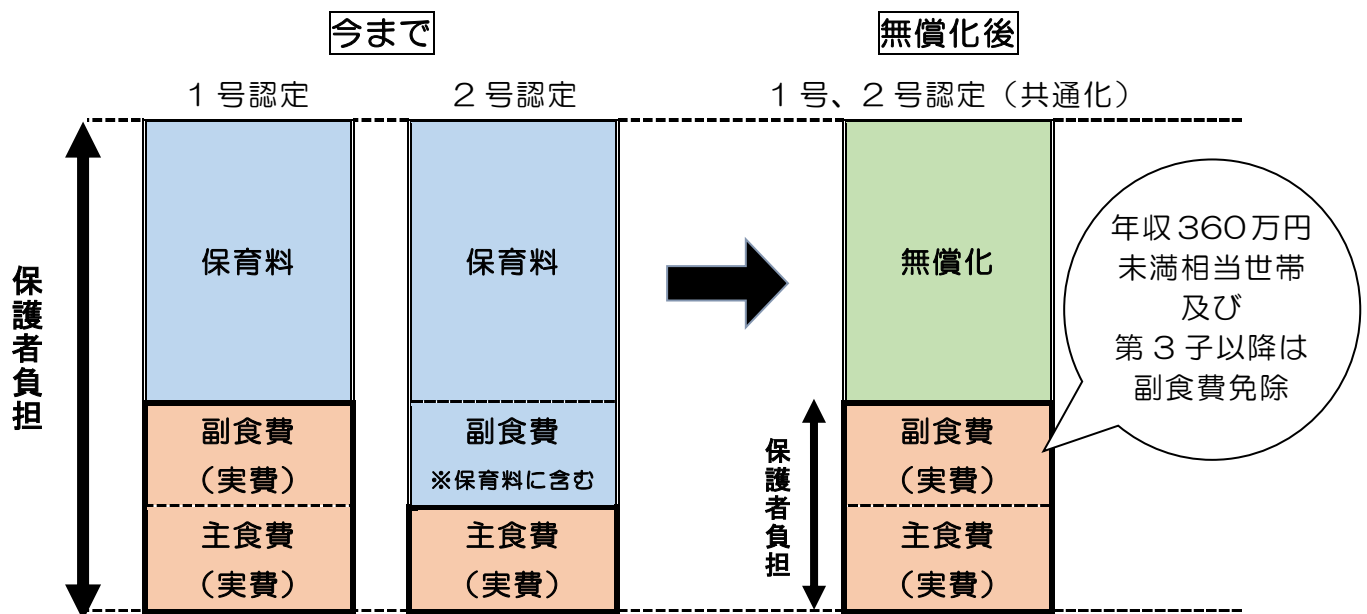




食材料費の取扱い



- ◆ 1号認定子どもの主食費（お米分など）・副食費（おかず分）については、現在と同様です。
- ◆ 2号認定子どもの副食費については、これまで保護者負担分（保育料）に含まれていたことから、保護者の負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体は、これまでと変わりません。
- ◆ 3号認定子どもは、幼児教育・保育の無償化が市町村民税非課税世帯の場合に限定されるため、今までの取扱い（保育料を含む）を継続します。

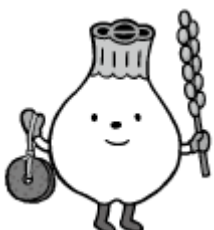


■副食費の免除対象の範囲

年収360万円未満相当（1号認定は第3階層まで、2号認定は第43階層まで）の世帯の全ての子ども、及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除します。

※多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ扱いとします。

	1号認定子ども	2号認定子ども
年収360万円未満相当	年齢に関わらず面倒をみている子ども（被監護者）の数による	年齢に関わらず面倒をみている子ども（被監護者）の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子



ウボポイ PR キャラクター
トウレットポん

【お問い合わせ先】

白老町 子育て支援課子育て支援グループ

〒059-0904 白老町東町4丁目6番7号(いきいき4・6内)

☎0144-85-2021（課直通）